

## (1) 公民館使用料の減免基準

区分	減免率		備考	具体例等
	会議室等使用料	設備及び備品使用料		
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会が利用する場合	100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。	
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	100分の100		
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が主催する事業で利用する場合	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。	
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	100分の100	認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。	認可外保育園を含む
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人 <sup>※1</sup> が公益事業 <sup>※2</sup> のために利用する場合 ※1 「社会福祉法第22条の規定する法人」…社会福祉法人のこと。 ※2 公益事業→減免可 収益事業→減免不可	100分の100	100分の100		安曇野市社会福祉協議会 安曇野福祉協会 日本赤十字社（社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を営む場合） 安曇野市聴覚障害者協会
6 安曇野市教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合	100分の100	100分の100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年とは、中学生以下の者をいう。</li> <li>・ 同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。</li> <li>・ 大会、講習会、発表会での同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。</li> </ul>	市内外の団体を対象とする。 「青少年の健全育成」に該当する事業は、青少年育成推進要綱（青少年育成推進会議：内閣府）に記載の活動を基準とする。 「子育ての支援活動」は、「第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」に記載の事業を基準とする。 育成会 PTA（高校PTAは除く） 安曇養護学校PTA 保育園の保護者会 助産師会

7 安曇野市スポーツ協会又は加盟団体が利用する場合	(1)会議、教室又は練習	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。	
	(2)大会、講習会又は発表会			同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	
	(3)青少年の健全育成のための大会	100分の100			
8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに安曇野市教育委員会が認めたボランティア団体※が利用する場合 ※社協登録団体	(1)会議、教室又は練習	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。	地区遺族会、地区社会福祉協議会を含む
	(2)大会、講習会又は発表会			同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	
	(3)青少年の健全育成のための大会	100分の100			
9 安曇野市教育委員会が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動で利用する場合		100分の50	100分の50	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。	「社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱」に基づく登録団体
10 障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合		100分の100	100分の100		

備考

1 1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

【補足】社会福祉法人の公益事業の判断基準

収益事業でないことを申請者の申告に基づき判断する。

収益をあげるための物品販売業、興行業（映画、演劇、演芸、舞踏、音楽、スポーツ、見せ物等の興行を行うこと）などは、減免の対象外。

ただし、催物に参加し又は関係する者が何らの報酬も受けないいわゆる慈善興行は減免対象とする。

【補足】減免回数制限について

※週とは、月曜日から日曜日までをいう。

※回数制限に、体育施設の利用に関しては含めない。

※減免の制限をオーバーした分については、どの時間を支払うかは利用者が選ぶことができる。

※他の地域での利用に関して、減免回数に入れる。

※同一団体が同一時間帯に複数の会議室を利用する場合は、それぞれの利用時間を合計する。

例外：全体の利用時間でカウントする場合

①つなげて利用できる部屋を利用

②同一の大会、講習会又は発表会で複数の部屋を同時に利用

## (2) 豊科公民館ホール使用料の減免基準

※豊科公民館ホールの減免率は、安曇野市交流学習センター管理規則別表（下記表）の規定を準用する。

別表（第6条関係）センターの使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率	備考
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会が利用する場合	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	
3 市内の区又は安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が、主催する事業で利用する場合	100分の100	
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のために利用する場合	100分の100	
6 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合	100分の100	
7 安曇野市教育委員会が認めた団体が青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合	100分の100	
8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに市が認めたボランティア団体が利用する場合	100分の100	
9 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づく団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
10 その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体等が公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。